

創業塾や創業セミナーなどを受けて 新たに事業を始めるみなさまへ

融資のご案内

日本政策金融公庫 国民生活事業では、創業塾や創業セミナーなどを受けて新たに事業を始める方を、次のとおり支援しております。

POINT
1

新規開業・スタートアップ支援資金をご利用いただけます

POINT
2

特別利率Aが適用されます

POINT
3

女性の方または 35 歳未満の方は特別利率Bが適用されます

- (※) 1 国から創業支援等事業計画の認定を受けた市区町村が実施する創業塾や創業セミナーなど(産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援等事業)が対象となります。
- 2 融資制度の適用にあたっては、事業開始前に創業塾や創業セミナーなどの受講を修了していることや、創業地が創業塾や創業セミナーなどを受けた市区町村と同一であること等、一定の要件に該当することが必要です。

新規開業・スタートアップ支援資金 概要

ご利用いただける方	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方 ^(注1)	
資金のお使いみち	新たに事業を始めるため、または事業開始後に必要とする設備資金および運転資金 ^(注2)	
融資限度額	7,200万円(うち運転資金 4,800万円)	
ご返済期間	設備資金: 20年以内[うち据置期間5年以内] 運転資金: 10年以内[うち据置期間5年以内] ^(注2)	
利率(年)	創業塾や創業セミナーなどを受けて新たに事業を始める方 ^(注3)	特別利率 A (土地にかかる資金は基準利率)
	女性の方または 35歳未満の方	特別利率 B (土地にかかる資金は基準利率)
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます	

(注1)「新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分であると認められる方」に限ります。創業計画書のご提出等をいただき、事業計画の内容を確認させていただきます。

(注2)「廃業歴等があり、創業に再チャレンジする方」は、前事業に係る債務を返済するために必要な資金もお使いいただくことができ、運転資金は15年以内(うち据置期間5年以内)までご利用いただけます。

(注3)市区町村が交付する「認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」のご提出をいただきます。

※ お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

くわしくは、当社ホームページ<https://www.jfc.go.jp/>をご覧ください。お近くの支店へお問い合わせください。



融資事例

創業塾を通じて、経営知識の習得や実現可能性の高い創業計画を策定
～地域金融機関と日本公庫が協調して創業融資を実行～

A社は、a市においてクラフトビールを製造販売する事業を創業。代表者は若者起業家(30歳)であり、自身の経営知識や事業の成否などに不安を抱えていたため、創業塾(認定特定創業支援等事業)を通じて、経営知識の習得とともに、創業計画のブラッシュアップなどの支援を受けたことにより、実現可能性の高い創業計画を策定。

a市の創業支援ネットワークに参画している地域金融機関と日本公庫は、創業時に必要な設備資金および運転資金を融資した。